

## 和歌山県白浜町が「計画地点」?! 早急にストップを



温泉・観光とパンダで全国的に有名な和歌山県白浜町、30年前に日置川原発新規立地を拒否した町が、こともあろうに永久的な核のゴミ捨て場になろうとしている。福井県知事の要請に応えるべく、使用済燃料の「中間貯蔵施設」をつくろうとする関西電力の計画が急浮上している。土地の新たな買い占めが進み、現地立地部員が2名から4名に増員されて様々な「活躍」をしている。白浜町長や県知事は拒否の姿勢を示さず、あいまいな物言いに終始している。

和歌山県の運動は1月20日の田辺市に次いで2月27日に和歌山市で学習会を開き、両方とも100名近くが集まって真剣な議論が行われた。立地を許さないという意気込みが高まっている。震度7で津波高さ約20mの南海トラフ地震に襲われることがほぼ確実であることも危機感を呼び起こす。2月23日には約7団体で白浜町長に拒否の姿勢を示すようとの申入がなされる。

関西の運動も3月4日の学習・討論会が出発点になる。30年前のような和歌山と関西の運動の連帯がよみがえっている。白浜町が核のゴミ捨て場になるという理不尽は、多くの特に若い人たちの憤りを呼び起こし、大きな運動として発展する可能性を秘めているに違いない。

運動の当面の目標は明確である。関電社長が昨年11月23日に、大飯3・4号の再稼働容認と引き換えに福井県知事に約束したこと、「福井県外の中間貯蔵施設の計画地点を2018年中に公表する」ことを阻止し、どこにも計画地点など存在できないことを明らかにすることである。そうならば、関電社長の約束違反が明らかとなり、大飯3・4号は論理上運転できないことになる。

もんじゅが廃炉になり、六ヶ所再処理工場の運転見込みは立たず、核燃料サイクルが破綻しているという新たな状況のもとで、使用済燃料をひたすら増やすことは余りにも理不尽である。その解決は、乾式貯蔵などによってではなく、すべての原発を止めることによってしかあり得ないことが誰の目にも明らかとなる。当面の中間貯蔵施設立地に反対する運動は、必ずやこのような普遍的な意義につながっていくに違いない。

白浜町が計画地点となることに早急にストップをかけよう。「中間貯蔵施設」が実は永久的な核のゴミ捨て場であることを具体的に示し、計画地点などどこにもない状況をつくりだそう。

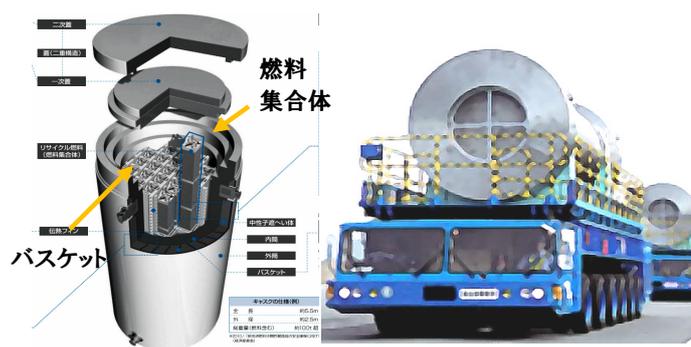
### 1. 運動の課題は昨年11月末に急浮上した

昨年11月23日に福井県知事は関電社長と会見し、以前から課題として示していた使用済燃料の福井県外立地を改めて要請した。その要請を大飯3・4号の再稼働を容認するための条件のようにして提示した。これに応じて関電社長は、計画地点を2018年中に示すこと、2020年頃には立地点を確定すること、2030年頃に操業開始することを約束した。こうして関電は、今年の12月末までに具体的な計画地点を示すという重い課題を背負うことになった。それに見合うだけの大きな「努力」が白浜等でもなされるに違いない。これに応じて、運動の課題も急浮上した。

### 2. 中間貯蔵施設の立地条件

使用済燃料集合体は原発内貯蔵プールで6年間ほど冷却された後、プール内でキャスクに収納される。キャスク内の21個の燃料集合体は臨界事故を起こさないようバスケットで仕切られている(次図)。キャスクは長さが5.5m、重量は100ト超あり、船で港湾施設に運ばれた後、図のようにトレーラーで陸上を運ばれる。

関電が挙げている「中間貯蔵施設」の立地条件は、①良好かつ安定した地盤を有すること、②十分な敷地面積を確保できること、③港湾施設が容易に利用できること、である。むつ市にある施設の場合、港湾施設から貯蔵施設まで専用道路が敷かれている。



### 3. 白浜町での新たな動き

今から30年前の1988年7月に、新規立地に反対する立場の三倉・日置川町長が誕生したことによって日置川原発計画は頓挫した。それにも関わらず関電は立地部員2名を引き上げることなく、逆に最近になって4名に増員した。当時の立地点は、町村合併で現白浜町となった市江地区の口吸（くちすい）であり、今も関電の土地のままである（下図参照）。

別に最近関電が購入したという土地は、日置川河口のすぐ東側にある名立（なたち）である。下の②図で点線楕円内に港湾施設を建設し、名立まで専用道路を造るものと推察されている。



中間貯蔵施設に関する井潤（いたに）白浜町長の姿勢はきわめてあいまいである。昨年12月14日の町議会において、町への接触はないとしながらも「国や県、事業者（関電）から話をしたいということであれば、応じるのは当然のことだと思う」と述べている。他方、高レベル廃棄物の最終処分場



に関しては「受け入れることは考えておりませんし、当然適地ではない」と述べている（昨年9月15日議会）。これと比較すれば、中間貯蔵施設を拒否する意向のないことは明らかである。また仁坂知事は、2012年4月の記者会見では、中間貯蔵施設は「よろしくと言われても嫌です」と述べていたが、2016年1月には「正式に打診されることはないと信じてます」に留まるように変化した。他方、高レベル廃棄物については「初めからまったくノーですから、全部嫌です」と拒否の姿勢を示している（2017.8.1）。

町長や知事が中間貯蔵施設の受け入れを容認しないよう、人々の意思を早急に集めてけん制をかけよう。

#### 4. むつ市や日本海沿岸で受け入れるところは当面ない

今年1月7日の各紙は、関電が使用済燃料を「青森県むつ市の中間貯蔵施設に搬入し、一時保管する方針を固めた」といっせいに報じた。しかし、むつ市長は急きょ同日に記者会見を開いて、「どうも受け入れられない」と表明し、むつ市のリサイクル燃料貯蔵株式会社も「東電と日本原電以外の使用済燃料を受け入れることはない」とのコメントを出した。関電はただちに「方針を固めた事実は一切ありません」とのコメントを出したが、「火のないところに煙はたたぬ」の類に違いない。しかし、結果的に関電がむつ施設を計画地点とすることは、当面は困難になったと言えるだろう。

宮津市や舞鶴市を含む京都府は受け入れ拒否の姿勢を明確にしており、兵庫県北部の3市町(豊岡市、香美町、新温泉町)はすべて受け入れ拒否の姿勢であることがアンケート調査ではっきりした。元の原因候補地・珠洲市にも、今のところこれといった動きはないとのことである。

#### 5. 「中間貯蔵施設」は永久的な核のゴミ捨て場となる

関電のパンフでは、中間貯蔵施設の貯蔵期間は30~50年としている。むつの施設は建屋の期間とキャスクの「設計貯蔵期間」とも50年としている。しかし、1月24日の規制庁交渉では、貯蔵期間に関する法的規定はなく、変更申請が通れば伸ばすことも可能だとの回答だった。

貯蔵期間が終了した後、むつの場合は「相手方」である東電と日本原電に引き渡されることになるが、その後どこに行くかはわからないとのこと。経産省の審査書には「貯蔵された使用済燃料は再処理等を行い」とあるが、「等」についての質問に対し規制庁は「審査の中で事業者は行き先としてひとつは再処理工場を挙げている。もう一つは別途中間貯蔵を挙げている」と答えた。つまり第二中間貯蔵も考慮されているのだが、その場合は「設計貯蔵期間」を超えてしまう。

貯蔵終了後の行き先については、2010年5月17日のむつ市全員協議会の答弁が参考になる。施設会社の技術部長は、「きちんとその再処理工場(注:第二再処理工場)というものが今後新たにできるということを期待してございます」と述べている。しかし今や、資源エネ庁のサイクル図では中間貯蔵施設から第二再処理工場に行く線は消えており、軽水炉サイクルの再処理工場に行くように変わっている。むつの施設はこのような詐欺まがいの答弁の上に成り立っているのである。同時に、他面では、六ヶ所再処理工場が50年後に存在しているという保証もない。貯蔵終了後の行き先があることを前提に容認された施設の根拠が、検証し直されるべきであろう。

こうして、貯蔵終了後の行き先がないことから、「中間貯蔵施設」は永久の核のゴミ捨て場とならざるを得ない。むつの施設に関する全員協議会の議論が蒸し返されるべきであり、六ヶ所再処理工場の運転開始が3年遅れたことから、当面は操業開始などできる状況にはない。さらに、この性格は一般の原発敷地内の乾式貯蔵施設でも共通である。プール貯蔵が危険だから乾式をとるのではなく、使用済燃料の発生自体を止めるべきだというのが唯一の結論となる。

#### 6. 和歌山と関西の運動は連帯して中間貯蔵施設の計画地点公表を阻止しよう

和歌山と関西の運動は連帯して、当面は白浜町に焦点を当て、関電が年内に計画地点を公表できない状況をつくりだそう。あらゆる地点が計画地点となることを、先手を打って阻止しよう。むつの施設の操業開始を阻止する運動と連携しよう。これらの運動を進めることを通じて、すべての原発施設内乾式貯蔵の設置に反対する運動を準備しよう。関電の大飯3・4号をはじめ、原発の稼働に反対して使用済燃料の発生をとめよう。すでに破綻している六ヶ所再処理工場と核燃料サイクルをとめよう。